

令和7年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第1号)

招集年月日	令7年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 12月 1日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散会	令和7年 12月 1日 午前11時05分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (11)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	10	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	12	籾 根 正 一	○

会議録署名 議員	2番	瀬古航也	3番	松浦祐太
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	志村幸恵
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	永妻孝司	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	活気あふれる町づくり課長	石田圭司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年美郷町議会第4回定例会議事日程
(第1号)

令和7年12月1日(月) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第68号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案の上程、説明 【条例案】 議案第69号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第70号 美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について 議案第71号 美郷町カヌーの里条例の一部を改正する条例の制定について 議案第72号 美郷町カスタマーハラスメント防止条例の制定について 議案第73号 美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について 【予算案】 議案第74号 令和7年度美郷町一般会計補正予算(第3号)

議案第75号 令和7年度君谷診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

議案第80号 令和7年度美郷町下水道事業会計補正予算（第1号）

【一般事件案】

議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第85号 工事請負契約の締結について

議案第86号 町道路線の認定について

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から令和7年美郷町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番・瀬古議員、3番・松浦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日から9日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から9日までの9日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。議長の許可をいただきましたので、7点報告をいたします。

1点目に緊急銃猟対応マニュアルの策定について申し上げます。鳥獣保護管理法の改正により、日常生活圏内にクマなどが出没した場合に、市町村の判断で銃猟使用を可能とする緊急銃猟制度が9月1日から施行されています。これを受け美郷町として、万々に備え緊急銃猟対応マニュアルを11月4日に策定をし、緊急銃猟に対応できる体制を整えました。この策定は、山陰両縣市町村では初めてであり、役場組織の横断体制に加え、民間事業者や県、警察といった関係機関と連携をして取組む体制としています。この体制で特徴的なのは、捕獲者として、美郷バレー参画企業のタイガー株式会社と連携をしていることです。タイガーは、認定鳥獣捕獲等事業者の認定を受けています。緊急銃猟ではハンター不足が全国的な課題となっていますが、美郷バレー構想を推進する美郷町だからこそ可能な体制整備を行うことが出来ました。一方で、何より大切なのは日常のクマの出没を防ぐ環境づくりです。クマを誘引する柿の放任果樹の除去など、美郷バレー・きゃらバンを通じ、地域一体となった対策の促進を引き続き図ってまいります。

2点目に、ニホンザルの行動範囲調査の採択・実施について申し上げます。県内のニホンザルの増加を踏まえ、島根県による行動範囲調査が実施をされることになり、その

実施自治体として、美郷町が採択をされました。対象地域は、環境省のガイドラインで、被害や人慣れの進んでいるとされるレベル5に該当される君谷地域で、県中央部のモデル地域として行われます。町が調整役となって君谷川流域の集落にご協力をいただき、11月中旬からニホンザルの群れの行動調査を開始をしています。今後は、調査結果を踏まえて、美郷バレー・きゃらバンなどを通じ地域ぐるみのサル対策やフォローアップを行い、サルの群れの行動の把握、効果的な捕獲などの取組みにつなげていく予定です。今回の取組みが、県内自治体のモデルとなるよう県や美郷バレー関係者、地域と連携をしながら実施をしてまいります。

3点目に、環境省主催のフォーラムと、経済産業省中国経済産業局・中国経済連合会の共催セミナーで、美郷町の取組みを発表したことについて申し上げます。10月22日に広島国際会議場で開催された環境省主催の地域脱炭素フォーラム2025in広島に発表者・パネリストとしてご招待をいただき、私を含む中国地方の4市町の首長が取組みを発表し、ディスカッションを行いました。美郷町は、令和4年度に全国で真っ先に環境省の地域脱炭素重点対策加速化事業に採択をされました。この事業などを活用した公共施設への太陽光発電設備等の設置やサステナブルハウス、みさと型ゼロカーボン農業モデルなどの取組みを紹介いたしました。特に太陽光を最大限活用した就農研修施設「とまちえり」については、ファシリテーターを務められた芝浦工業大学、吉岡剛特任教授からも追加の質問をいただき、また、来場者からも強い関心が寄せられました。現地会場オンラインを合わせ450人以上もの多くの方が参加をされ、美郷町の取組みをPRする大変良い機会となりました。また、11月14日には、経済産業省中国経済産業局と中国経済連合会の共催セミナー、「デジタルが切り拓く未来」に、講演者として出演をしました。中国地方の先進事例として、美郷町の自動運転の取組みを発表しました。参加者アンケートでは、「典型的な中山間過疎地域で、自動運転に取り組む意義がよく分かった」「非都市部での取組みとして、大変参考になる」など、高い評価をいただきました。このように、国や有力経済団体から、発表の声がかかることは、美郷町の取組みが高く評価され、注目されている証であると思っています。今後も、町の課題解決のために役立つ新技術を活用して取り組んでまいりたいと思います。

4点目に、カヌーレ IMAI の日本空間デザイン賞金賞と、グッドデザイン賞、最優秀賞の受賞について申し上げます。日本空間デザイン賞は、日本最大級の権威あるデザイン表彰とされています。本年は12部門に858件のエントリーがあり、カヌーレ IMAI は、公共施設・コミュニティー空間の部門で、最優秀賞である金賞を受賞しました。この賞は、デザインの質だけではなく、社会性や将来性なども含め、未来志向・課題解決の観点など、多角的な面から評価をされるものです。カヌーレ IMAI はスポーツ施設の域を越えて、新たな交流や文化を生み出している点を高く評価をいただきました。ウッドデザイン賞は、木の利用を推進する権威ある賞であり、本年は32点の応募があり、カヌーレ IMAI は、4つの最優秀賞の一つ、環境大臣賞を受賞しました。この分野では、木を使って様々な社会課題を解決する取組みが評価ポイントとされ、カヌーレ IMAI は、スポーツの振興に加え、バリフェスティバルの開催により、地域経済の起爆剤として、国際文化交流の中心地としても機能しており、木材建築の認知を広めることに寄与していることなどが選定の理由とされました。なお、余談ですが、他の最優秀賞の一つ、農林水産大臣賞には、「大阪万博大屋根リング」が選定をされています。両賞

とも権威のある賞であり、高く評価をいただいたことを大変うれしく思います。今後とも、カヌーレ IMAI を活用した取組みを通して、滞在人口、活動人口を増やし、町の活気づくりにつなげていきたいと思ひます。

5点目に、今年度のみさとと。ビジネスプランコンテストの結果について申し上げます。みさとと。ビジネスプランコンテストは、美郷町の持つ強みを活かし、魅力的で競争力のある商品やサービスづくりにチャレンジされる個人・団体を対象に実施をし、本年度は「バリ」、「ゼロカーボン」、「美郷町の特徴」の3つをテーマに、7月から10月まで募集を行いました。バリをテーマに3件、美郷町の特徴をテーマに2件、計5件の応募をいただきました。応募いただきました皆様に感謝を申し上げます。厳正に審査を行いました結果、残念ながら採用に至る提案はありませんでした。令和3年に開始しましたビジネスプランコンテストは5回目となり、毎年、県外を含め複数の応募をいただひており、定着し、認知度も広がってきたと考えています。意欲ある個人や事業所の取組みを支援し、町の課題解決や活性化に結びつけていくために、引き続き来年度も実施してまいりたいと思ひます。

6点目に、中原芳煙と、田平玉華展について申し上げます。美郷町出身の日本画家中原芳煙氏の生誕150周年記念事業として、10月30日から11月3日まで、中原芳煙と田平玉華展を開催しました。みさと館での展覧会には600人、安来市加納美術館の元館長でいらっしゃる神先生などによるギャラリートークには240人以上、また、4日に実施をした潮村の生家公開には約80人と、町内、県内外から、令和2年の展示会を上回る多数のご来場をいただきました。また、この開催に併せまして、11月4日には、町内小・中学校の児童生徒や先生280人以上に作品の解説を行っています。来場されました方や小中学生からは、「作品の作成過程を見ることができ、作品を身近に感じ深く理解することができた」「芳煙のすばらしさ、地域全体で守るべき大切な文化であることを再認識した」「また展示会をしてほしい。もっとたくさんの人に知ってもらいたい」「自分も夢に向かっていこうと思う」など、多数の好評の意見をいただきました。今後とも、美郷町の貴重な文化財産として、地域づくりや教育に活かしてまいりたい、と思ひます。

7点目の工事発注状況につきましては、別紙のとおりでございます。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、議案の上程説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案のうち、まずは、議案第68号の条例案について上程をいたします。

それでは、議案第68号の提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

それでは上程いただきました議案第68号、美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この条例は、令和7年の人事委員勧告等を踏まえ、職員の給料、諸手当について改定するため、所要の改正を行うものです。議案の構成といたしましては、第1条と第2条で、美郷町職員の給与に関する条例を2段階で改正し、第3条と第4条美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の2段階で改正いたします。これらの改正では、主に10点の事項を改定いたします。条例案とあわせまして、それらの改正に伴う参考資料を配信しておりますので、それにより説明させていただきます。まずは、第1条の美郷町職員の給与に関する条例の改正に係る事項からご説明申し上げます。1点目は、医師、歯科医師の初任給調整手当を1000円引上げ、41万7600円とするものです。これは、新旧対照表では、1ページ目の第9条第1号の改正が該当いたします。2点目は、宿日直手当について、その範囲を300円引上げ、4700円とします。合わせて半日勤務に引き続く場合は、450円引き上げ7050円といたします。これは、新旧対照表では、1ページ目の第17条の改正が該当いたします。3点目に、期末手当について、12月の支給割合を0.025月分引上げて1.275月分とし、また、いわゆる再任用職員は0.725月分とします。この点は、新旧対照表1ページ目下から2ページ上の第18条の改正が該当いたします。4点目に、勤勉手当については、12月の支給割合について0.025月分引き上げ、1.05月分とし、いわゆる再任用職員は、0.52月分といたします。これは新旧対照表の2ページ目の第19条の改正が該当いたします。これら3点目と4点目の改正により、賞与の年間支給割合は0.05月分引上がり4.65月分となります。その内訳は、期末手当は2.25月分、勤勉手当は、2.125月分です。5点目に、行政職と医療職の給料表をそれぞれ改定いたします。昨年度に続き、初任給、若年層を重点的に引上げており、行政職の平均改定率は3.28パーセントです。新旧対照表では、3ページ目から11ページ目までの別表第1と別表第2の改正が該当します。次に、第2条の改正に係る事項について説明いたします。この改正は、第1条で改正した期末手当、勤勉手当について、令和8年度の時期ごとの支給割合について、均すものです。なお年間の支給割合に変更はございません。1点目に、期末手当の支給割合を均し、6月と12月を同じく1.2625月分とし、いわゆる再任用職員は0.7125月分といたします。2点目に、勤勉手当の支給割合を均し、6月と12月を同じく1.625月分とし、いわゆる再任用職員は0.5125月分といたします。これらは、新旧対照表では、12、13ページの第18条、第19条の改正が該当いたします。次に、第3条の美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正に係る事項について、申し上げます。1点目に、特定任期付職員の給料表を改定します。2点目に、特定任期付職員の期末手当、勤勉手当の12月の支給割合について、それぞれ0.025月分引上げて、期末手当は0.975月分に、勤勉手当を0.9月分とします。これら2点は、新旧対照表14ページの第7条、第8条の改正が該当いたします。続いて第4条の改正に係る事項について説明申し上げます。これは、第3条で改正したのものについて、第2条の改正と同じく特定任期付職員の賞与の時期ごとの支給割合をならずもので、年間の支給割合に変わりはありません。1点目について、期末手当の支給割合を均し、6月と12月を同じく0.9625月分とし、2点目に、勤勉手当の支給割合を、6月と12月を同じく0.8875月分といたします。これらは、新旧対照表では、15ページの第8条の改正が該当します。最後に、附則の概要について申し上げます。附則では、これら条例の施行日と、その改正に伴う所要の経過措置を定めています。議案書の方では、11ページの中頃から12ページが該当いたします。第1項と第2項では、こ

これらの規定の施行日、適用日について定めます。第1項では施行日を定めており、先ほどの申し上げた第1条と第3条の改正は、令和7年度の期末手当、勤勉手当、給料表などに係るものであり、すぐに施行する必要があるため、施行日は公布日といたします。第2条と第4条の改正は、令和8年度から実施するため施行日は、令和8年4月1日としております。第3項から第5項は、給料表を改定する場合の定型的な規定措置です。第3項は、給料表改定前に支払われた給料は内払いであること、第4項は給料表の改定に伴い職員間の均衡に支障がある場合に、調査調整を行うこと。第5項は、第3項、第4項について例外的なことや詳細がある場合についての委任を定めるものです。なお、この改正に伴い、会計年度任用職員の給料、期末手当、勤勉手当も改定されます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
議案第68号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

毎回このことでお聞きするんですが、ラスパイレス指数はいくらになるのかということと、今回のアップでいくらの全体額の、今回の補正予算みても課ごとに上っていますので、総額が分からないので、今回のアップで総額はいくらになるかということと、当初予算の一番最後のところに、職員の平均職員の給与が上がっていますが、今回はいくらぐらいになるのでしょうか。お伺いします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

失礼いたします。3点のご質問で1点目はラスパイレス指数のご質問、2点目はこの改定に伴う予算規模のご質問、3点目はいわゆる平均的にどれぐらい上がっているかというご質問でよろしいでしょうか。承知いたしました。ラスパイレス指数につきましてははですね、今年度については、まだ積算中でございますので、昨年度のものを申し上げます。昨年度については、令和6年度ですね。つきましては、98のラスパイレス指数となっております。比較でいうと、県内19市町村中11番目でした。大体傾向といたしまして、大体県内で言ったら中位から下位に属して県内の比較ではその辺りに位置しております。2点目です。予算規模です。実際の影響額と、これまで、今年度入ってからの予算の執行状況や実績などを考慮したものの2つの数字を申し上げます。実際のこれ単純にこの上がった分を反映した額っていうのは、約3950万円です。それに加えて今年度入ってからの様々な実績を考慮したものとして、今回、補正予算として上がっているものは、いわゆる簡易水道と下水道の事業会計を含めると約1350万程度、それを除いた一般会計、特別会計ベースでは1200万円の実際の補正予算となっております。3点目に平均給料額ということでございます。美郷町の職員の平均年齢が約44歳

です。これベースで試算した数字といたしましては、給料の上がった分、それからボーナスの上がった分で、19.6万円の年間ベースでの引上げということになっております。以上です。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

聞き間違えたかもしれませんが、ラスは、98ですか。すごい高いと思うんですが。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

98はすいません。ちょっとラスパイレス指数は国の同等職種を100として比較したものですので、98というのが高いかと言われるとそうではないかと思えます。一方で先ほどちょっと申し上げましたけれども、県内の比較で言いますと、すいません。98は、令和6年度の数字ですね。それからその上で、県内の市町村の比較でいうと、19市町村中11番目ですので、大体中位、それから経年的に見ておきますと、これ年度ごとで動きますけれども、大体、美郷町の動向は中位から下位に位置しておるといふふうには私どもは評価しております。以上です。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

間違いじゃないかということですけど、令和6年度の数字については98で確定しております。

●原議長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(ないとの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第68号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第68号について、原案のとおり決することに賛成議員は、賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

暫時休憩します。

(休憩 午前 9時59分)

(再開 午前 9時59分)

●原議長

会議を再開します。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案の上程、説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております残りの議案は、条例案5件、予算案7件、一般事件案6件の計18件であります。

議案第69号から議案第86号までの18議案を一括上程いたします。

初めに、議案第69号から議案第73号までの議案条例案5件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第69号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。このたびの改正は、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例の所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。初めに、1ページをお願いいたします。第18条、公示送達の規定でございます。公示送達の方法につきましては、これまで、役場本庁舎前に設置をしております掲示場への掲示を行ってまいりましたが、このたびインターネットを用いる方法の定義を示した省令が改正され、新たな工事の方法として、町ホームページへの掲載や、庁舎内に設置するパソコンやモニター画面などへの表示を行うことが可能となったことに伴い、これらの規定を整備するものでございます。続きまして、下段の第34条の2、所得控除の規定です。大学生年代の子などに関する特別控除として、特定親族特別控除の規定が整備されます。控除の対象となります特定親族は、年齢が19歳以上23歳未満の方になりますけれども、これらの所与所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも、親などが受けられる控除の額が段階的に低減する仕組みとするものでございます。これによりまして、特定親族の合計所得金額に係る控除額は最高で45万円となります。また、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件につきましても、現行の48万円から10万円引上げられまして、58万円となります。この改正を踏まえまして、2ページ、第36条の2町民税の申告では、申告義務に係る規定の整備を行っており、3ページの第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書並びに第36

条の3の3個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書では、扶養親族等申告書に、特定親族を追加する規定の整備を行うものでございます。続きまして、4ページ、下段の附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例です。国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税におきましても、加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いているという状況を踏まえまして、課税の適正化の観点から見直しを行うものです。現在、加熱式たばこにつきましては、重量と価格によって、紙巻きたばこの本数に換算をしている課税方式となっておりますけれども、こちらを重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものにつきましては、加熱式の1本をもって、紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとなります。改正後は、紙、その他これに類する材料のもので、巻いた加熱式たばこは、重量の0.35グラムを紙巻きたばこの1本に換算し、一本当たりの重量が0.35グラム未満のものにつきましては、その1本を紙巻きたばこの1本に換算をします。また、前記以外の加熱式たばこにつきましては、重量の0.2グラムの紙巻きたばこの1本に換算し、1個あたりの重量が4グラム未満のものにつきましては、その1個を紙巻きたばこ20本に換算することとなります。またこの改正は、激変緩和の観点から2段階で実施をします。第1段階としまして、令和8年4月1日から改正前の換算本数に0.5を乗じた本数と、改正後の換算本数に0.5を乗じた本数の合計とし、第2段階としまして、令和8年10月1日から改正後の換算本数を適用することとなります。以上で、新旧対照表による説明を終わります。恐れ入ります。続きまして、本文の改め文をご覧ください。4ページに、この改正条例の附則を上げております。第1条で、この条例の施行期日を、令和8年1月1日から施行するとしておりますが、以下の第1号及び第2号の該当につきましては、各号に規定する日からとしております。また、5ページの第2条では、公示送達に関する経過措置を、第3条では、町民税に関する経過措置を、6ページの第4条では、町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定をしております。以上で議案第69号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●永妻企画推進課長

上程いただきました議案第70号、美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この条例改正は、ゴールデンユートピアのレストランを新たな運営者に貸し出すため、条例からレストランを削除する条例改正でございます。新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表1ページをご覧ください。第3条、第5号の美郷町研修食堂施設を削り、第6号を第5号といたします。本文改め文に戻っていただきまして附則といたしまして、この条例の施行日は令和8年1月1日としております。なお、レストランの新たな運営者は、タイガー株式会社で、今年度の町長の施政方針で申し上げた美郷バレー連携企業等の活動活発化を進めるジビエの町の取組みになります。美郷ならではのジビエ料理が味わえるレストランが運営されることで、町内外からさらなる来訪者が期待され、滞在人口・活動人口の拡大につなげていきたいと考えています。営業開始は、来年2月を目途に、現在準備を進めておられます。以上、議案第70号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして、上程いただきました議案第71号、美郷町カヌーの里条例の一部を改正する

条例の制定について、ご説明いたします。この条例改正は、バリの町づくりによる活動人口・滞在人口拡大するためカヌー博物館をバリ文化交流体験施設に改めるものでございます。新旧対照表でご説明をいたします。第3条、カヌーの里の施設について、1号のカヌー博物館を改正後美郷町バリ文化交流体験施設に改めます。2ページをお願いいたします。別記2、別表、カヌーの里施設等の利用料金基準表の施設等の区分、カヌー博物館及びカヌー博物館研修室をバリ文化交流体験施設に改め、利用料を入場無料とし、企画展等の場合は、その都度別に定めるところにより入場料を徴収するに改めます。下段、オートキャンプ場入場料の摘要欄は、バリ文化交流体験施設を無料とすることによる文言整理になります。本文、改め文にお戻りいただきまして、附則として、この条例の施行日は公布の日からとしております。施設には、町が所有するガムラン楽器を常設することで、カヌー体験やキャンプ場の利用者の体験やガムラン楽団の愛好家の誘致等、練習できる環境を整えることで、多くの方にバリ化体験に触れていただきたいというふうに考えております。また展示室にはバリアーティストのモネズ氏のデジタルアート作品も展示しております。バリの町づくりの滞在人口・活動人口の拡大につなげていきたいと考えております。以上で、議案第71号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

それでは、上程いただきました議案第72号の概要について、説明いたします。この条例は、社会問題として深刻化しているカスタマーハラスメントに関し、9月の全員協議会のご意見も踏まえ町内全事業者を対象とし、町全体で防止に取り組んでいくために制定しようとするものです。まず第1条では、この条例の目的を定めます。町全体でカスタハラ防止に取り組み、誰もが安心して働き円滑に事業活動を行うことができる環境づくりなどによって、町民生活の向上と健全な地域社会づくりに資することを目的といたしております。なお、本条例では、いわゆる罰則は定めていません。第2条では、条例中で使用する用語の定義をそれぞれ定めます。第1号の事業者は、企業、そして個人を含む全事業者で、非営利や官公庁も含めます。第2号の就業者は、事業者の業務に従事するもので、いわゆる役員等も含めます。第3号の町職員等は、就業者のうち、町の機関で業務を行う一般職、特別職を言います。第4号の顧客等は、顧客、利用者に加えて、取引先や利害関係者など、事業者の業務に関係するものを言います。第5号のカスタマーハラスメントとは、顧客等からの就業者に対する言動であって、就業者が従事する業務の性質、その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えたもので、就業者の就業環境を害するものとします。第3号を除き、カスタハラは定義を含めて、この6月の改正により、カスタハラ対策が規定された労働施策総合推進法と同様の意味になります。第3条では、町全体でカスタハラ防止に取り組むに当たっての基本理念を定めます。この基本理念を踏まえて以降の規定で、町、事業者、就業者、顧客等の責務を規定しています。理念の一つ目は、カスタハラは、就業者への苦痛など就業環境を害するものであり、それは、事業者の活動に支障を及ぼし、ひいては、顧客等へのサービスに悪影響を及ぼしかねないという共通認識を持って、町全体で防止に取り組んでいこうというものです。2つ目に、その防止に当たっては、従業者と顧客等が対等に互いに尊重し合うこと

を基本とすること、3つ目に防止対策に関しては、顧客等の正当な申出や要望、権利が侵害されることのないよう配慮することを定めます。この点について補足しておきますと、顧客等から事業者へ行われる意見や要望等のほとんどは、社会常識や良識を持って行われているもので、事業者にとっては、しっかり耳を傾けるものであり、そのサービス事業の改善や問題解決にもつながるものです。社会常識を持った正当な意見要望などは、カスハラということではございません。カスハラという言葉がひとり歩きしないようにという趣旨から規定しています。第4条では、カスタマーハラスメントの禁止を定めます。条例で定めるべき事項として、カスハラ行為自体を禁止いたします。ご参考として、先行自治体においても同様の規定をしています。第5条では、町全体でカスハラ防止に取り組むに当たっての町の責務を定めます。啓発を中心に、事業者への情報提供といった支援等関係機関と連携して取り組む旨を定めます。第6条では、事業者としての町における対策等に関し定めます。町は、第5条で定めるように、条例制定など、町全体のカスハラ防止の推進をはかる主体であると同時に、町長部局等といった執行機関以外も含む事業者としての主体でもあり、その当事者としての対策等について定めています。この点について、自治体は民間企業と異なり全ての住民を対象にサービスを行い事業者を選ぶことが出来ない等の違いがございます。そうした自治体としての特性を踏まえ、公平公正でよりよいサービスを提供することを目的に、職員等の心身の健康を守り良好な職場環境や、円滑な業務遂行のために、職員等のカスハラ防止対策に取り組むこととします。第7条からは、第3条の基本理念を踏まえて、それぞれ当事者として取り組んでいただきたいことを規定しており、ほぼ法と同趣旨となります。第7条では、事業者の責務を定めます。対策等に当たっては、事業分野により違いがあると言われており、そうした特性を踏まえて、各事業者がカスハラ防止に取り組むこと、また、その就業者が取引先など他の事業の就業者にカスハラを行うことのないよう配慮することを定めます。第8条では、就業者、町職員等の責務を定めます。防止の取組みに当たっては、事業者はもちろん、就業者、町職員等自身が、カスハラに関する関心理解を深めることが重要です。その上で、事業者の防止対策に協力し、また、従業者自身も、カスハラ防止に資する行動に努めるよう定めます。カスハラ防止に資する行動ということについて補足しておきますと、これは、例えば、就業者自身の言動により、カスハラを招くことのないよう自身も顧客等の対応に注意するという趣旨で規定しています。第9条では、顧客等の責務を定めます。従業者等と同じく、顧客等もカスハラへの関心理解を深めることが防止に当たっては重要です。就業者への言動に当っては、必要な注意を努めること。つまり、社会常識、良識を持って意見要望等しましょうという趣旨で定めています。最後に、附則で施行日を令和8年2月1日からいたします。施行日までの間は、条例制定を含む周知などを行っていく想定です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

上程いただきました議案第73号、美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児を対象とし、保護者の就労要件を

問わず、子ども1人当たり月10時間を上限として、時間単位など柔軟に保育所等を利用できる仕組みで、国が子ども誰でも通園制度として創設した事業です。この制度は、子どもが安心して成長できる環境を整え、働き方や生活スタイルにかかわらず全ての家庭を支えることを目的としています。本条例の制定は、児童福祉法の一部改正に伴い、国から乳児等通園支援事業の設備や運営に関する基準が示されたことを受け、町として、内閣府令を踏まえ、必要な事項を定めるためのものでもあります。なお、この条例案は、全3章、28条から構成されていますが、国の法令及び内閣府令の規定に基づき制定するものであるため、条文ごとの詳細な説明は割愛し、章ごとにその概要について説明申し上げます。初めに、第1章では、乳児等通園支援事業の目的や基本的な考え方、事業を実施する上での基本原則を定めています。乳幼児が安全かつ健やかに育つ環境の確保、職員の専門性の確保、保護者や地域との連携、衛生安全管理の基準などを規定されています。次に第2章では、本事業の具体的な区分や運営基準を定めています。第2章の第1節では、事業の区分として、一般型と余裕活用型を定め、第2節で、一般型事業の設備、職員基準、乳幼児への支援内容、保護者と連携方法を規定しています。第3節では、余裕型活用型事業について、既存施設を活用した事業運営の基準を定めています。さらに第3章では、事業の記録方法や、その他、運営上の雑則を定めています。最後に、附則において、この条例の施行日を公布の日と定めています。以上で、議案第73号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

次に、議案第74号から議案第80号までの予算案7件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第74号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第3号について、ご説明いたします。本補正は、民間賃貸住宅建設改修事業に係る国県補助金の組替え、県道川本波多線竹地区における道路改良及び倒木による断線の復旧にかかるみさと光ネット運営費の増、潮温泉施設等の指定管理施設に対する指定管理料及びゴールデンユートピアおおち研修食堂施設整備に掛かる経費、京覧原地区中郷橋の長寿命化計画策定に係る農村整備事業の増。みさと農業再生プラン推進事業の進展のための外部人材招聘のための経費。河木谷川河川改修事業費の増。人事院勧告に基づく給与改定等に係る人件費の増額と、特別会計及び事業会計への繰出金。そして、これらの経費に対し不足する一般財源を補う財政調整基金の繰入を計上するもので、予算総額は、歳入歳出それぞれ5585万円を追加し、総額を78億1398万2000円とするものです。詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきますが、初めに、第2表、債務負担行為について説明をさせていただきます。5ページをお願いします。指定管理施設の指定管理委託に係るもので、2件の債務負担行為をお願いします。1件目は、潮温泉施設美郷町潮交流研修宿泊施設の管理委託で、期間は、令和8年度の1年間。限度額は3770万4000円です。2件目は、美郷町ゴールデンユートピアおおち、美郷町カヌーの里おおち施設の管理委託で、期間は同じく1年間、限度額は5000万円で

す。続いて6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正です。変更となった箇所のみ申し上げますが、起債の目的の上から5行目、道路整備事業債、県事業に係る負担金の増により、公共事業等債を90万円追加し、1億9860万円。その下の水防災対策事業債は、河木谷川河川改修工事の増により、緊急自然災害防止対策事業債600万円を追加し、4600万円。2行下がっていただきまして、防災対策事業債ですが、村之郷地区急傾斜対策事業に係る県事業負担金の減により、緊急自然災害防止対策事業債700万円を減額し、2700万円とし、最終行の農道整備事業債は、京覧原地区、中郷橋の長寿命化計画策定事業に係る公共事業等債の改増270万円となっております。以上により、合計の限度額を8億5590万円から260万円増額し、8億5850万円としています。それでは、事項別明細書により、主な補正についてご説明をいたします。初めに歳入について、9ページをお開きください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、中ほどの目3土木費国庫補助金、節1住宅費補助金。補正額1221万6000円。民間賃貸住宅建設改修事業に係る空き家対策総合支援事業補助金の改増によるものです。その下ですが、目5総務費国庫補助金、節2総務管理費補助金、補正額279万1000円。中間サーバーの機器更改に係る社会保障税番号制度補助金の交付決定額を計上しております。次に、項3委託金、目3土木費委託金、節1河川費委託金補正額112万5000円減。江の川堤防除草委託金の確定による減です。10ページをお願いいたします。款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、補正額700万円。京覧原中合橋の長寿命化計画策定事業に係る農村整備事業補助金の増です。節2林業費補助金、補正額88万5000円。林道作木大和線橋梁点検箇所数の増による農山漁村地域整備交付金の増です。目7土木費県補助金、節1住宅費県補助金補正額1442万3000円減。民間賃貸住宅建設改修事業に係る国庫補助金の内示を受けたことによる島根定住推進住宅整備支援補助金の減です。次に、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額3600万円。指定管理施設に対する指定管理料、人事院勧告に伴う人件費の増などの財源不足額に対応するための繰入金の増額です。11ページをお願いいたします。款20諸収入、項7雑入、目5雑入、節2総務費雑入、補正額886万8000円。県道川本波多線竹地区における道路改良に伴うみさと光ネット電柱支障移転補償金の増です。その下ですが、節4衛生費雑入補正額100万6000円。主な内容は、がん検診一般補助負担金の減63万6000円と、旧三江線の除草等の費用に掛かる沿線協力金の増155万8000円となっております。最後に、款21町債、項1町債ですが、第3表地方債補正で説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。歳入につきましては以上です。続いて、主な歳出について説明をいたします。初めに、人件費についてですが、このたびの人事院勧告に基づき給料表の改定、期末勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げたこと、この他、会計年度職員を含めます職員の給与に係る異動等を反映し、当会計におきましては、およそ1150万円の増額となっております。なお、款項目別の増減については、説明をいたしませんので、ご了承ください。それでは13ページをご覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費説明欄008指定管理施設管理費、補正額634万2000円。こちらは、後ほどあります議案第81号及び第82号における公の施設の指定管理者に対して必要となる令和8年3月分の指定管理料314万2000円と、議案第70号のゴールデンユートピア条例から削除する研修食堂施設を新たな事業者に貸し出すために必要な器具の整備、修繕、清掃等にかかる費用320万円を計上するもの

です。14 ページにお進みください。目 12 電子計算費、補正額 1323 万 8000 円。こちらは、県道川本波多線竹地区における道路改良に伴う電柱支障移転経費と、都賀本郷、九日市、猪谷地区の倒木によるケーブル断線の復旧にかかるみさと光ネット運営費の増について、計上するものです。道路改良に伴う移転経費につきましては、全額を島根県からの補助金で賄い、ケーブルの断線の復旧費につきましては、町で加入をしております損害保険の請求を行ってまいります。続いて少し飛びますが、19 ページをお願いいたします。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、補正額 343 万 7000 円。このうち、金額の大なるものは、説明欄 001 の保健衛生総務費他会計繰出金 199 万 2000 円。簡易水道事業会計の維持費、人件費の増に伴う繰出金の増額です。次に、目 3 環境衛生費、補正額 155 万 9000 円。旧三江線沿線除草業務委託費の増で、除草単価の増と、新たに上川戸上地区、上野地区を追加したことによる増額です。こちらの経費につきましては、JR からの協力金で対応いたします。次に、目 4 診療所費、補正額 99 万 8000 円。国民健康保険診療所特別会計の人件費の増に伴う繰出金の増です。20 ページをお願いいたします。款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費、補正額 1139 万 9000 円。このうち主なものは、説明欄 002 農業施設管理費の測量設計等委託費の増 1010 万円で、京覧原地区中郷橋の長寿命化計画策定にかかる経費です。次に、目 3 農業振興費、補正額 264 万 3000 円。主なものは、21 ページにお進みいただきまして、説明欄 031 みさと農業再生プラン推進事業費の事務業務委託料 295 万円。ミニトマトの産地化に向けた取組みを推進するため、総務省の外部専門家地域力創造アドバイザー制度を活用し、専門家を招聘し、事業推進にあたる専門的知見や国庫補助事業の申請支援を受けるものです。なお、この経費につきましては、事業費全額が特別交付税措置される見込みとなっております。続いて、目 5 農地費、補正額 117 万 8000 円。主なものは、補助金 100 万円。これは、ふるさと水と土事業補助金の増で、9 月の長雨の影響により、暗渠排水等の整備の需要が高まったことによるものです。22 ページをお願いいたします。項 2 林業費、目 2 林業振興費、補正額 227 万円。説明欄 001 林業振興費補助金の増 50 万円。鳥獣被害防止柵の補助金の増。説明欄 003 林道事業費測量設計等委託の増 177 万円は、林道作木大和線橋梁点検か所数の増によるものです。24 ページへお進みください。中段ですが、款 8 土木費、項 3 河川費、目 1 河川総務費、補正額 484 万 6000 円。内容は、乙原地区の河木谷川河川修繕事業の増が 600 万円で、測量設計委託費を減じ、工事請負費を増額するものと、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所において、江の川堤防除草業務の発注により確定した委託料を 115 万 4000 円減じるものです。25 ページをお願いいたします。項 7 砂防費、目 1 砂防費、補正額 600 万円減。主な内容は、村之郷地区県単急傾斜対策事業に係る県事業負担金の減です。最後に、29 ページですが、款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 23 万 2000 円減。これは、財政調整基金繰入額の補正に伴う調整による減額です。以上で、議案第 74 号、令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 3 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

上程いただきました議案第 75 号、令和 7 年度君谷診療所特別会計補正予算について

ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、予算総額を501万3000円とするものでございます。それでは歳入についてご説明いたします。6ページの方をお願いします。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金10万円の減額です。こちらは歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。続いて歳出について、ご説明いたします。7ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬10万円の減額です。こちらは君谷診療所の非常勤職員の勤務日数が週4日から週3日に変更になったことにより、報酬を減額するものでございます。次に、款2医療費、項1医療費については、インフルエンザ等の予防接種にかかる医療用消耗器材費の予算不足が見込まれるため、目3の医薬品衛生材料費から3万円を組み替えるための補正でございます。以上で議案第75号、令和7年度君谷診療所特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくご説明いたします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第76号、令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4468万5000円とするものでございます。補正の主な内容としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴います周知広報事業に係る社会保障番号制度システム整備費等補助金の交付決定に伴う増額。並びに中国四国厚生局の指導により、美郷町国保の被保険者が利用しました県外の調剤薬局におきまして、不適切な請求が認められたため、診療報酬の返還処理を行い、これに伴う返納金及び加算金を計上するものです。それでは、6ページをお願いいたします。歳入でございます。款5国庫支出金、項2国庫補助金、目9国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金4000円の計上でございます。先ほど申し上げましたマイナ保健証の普及を目的とした広報事業に伴い交付をされるものでございます。続いて、款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金6万6000円の減額となっております。こちらは、職員の人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額等によるものです。続きまして、款15諸収入、項1延滞金及び過料、目3加算金並びに、その下にあります項4雑入、目6返納金でございます。こちらは先ほど概要のほうで申し上げました県外の調剤薬局におきまして確認されました不正請求による保険給付費の返還金及びこれに伴う加算金を計上しております。実際の返還金額は、889円が保険給付費分です。加算金は、この返還金の40%相当額に当たる355円となります。まして、8ページ、歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額6万2000円の減額でございます。説明欄にありますように、職員の異動に伴います人件費の減額が主なものでございます。款12保健事業費納付金、項1医療給付費分並びに款13予備費につきましては、財源の更正を行うものでございます。以上で、議案第76号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

上程いただきました議案第 77 号、令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 109 万 8000 円を追加し、予算総額を 9079 万 6000 円とするものでございます。それでは歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いします。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 109 万 8000 円の増額です。こちらは歳出の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。続いて歳出についてご説明いたします。7 ページをお願いします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 109 万 8000 円の増額です。こちらは給与改定に伴う職員の人件費を増額するものでございます。以上で、議案第 77 号、令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算第 1 号の説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 78 号、令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 30 万 3000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 1220 万 4000 円とするものです。それでは、6 ページをお願いいたします。歳入です。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 36 万 3000 円の減額でございます。説明欄にありますように、令和 7 年度の保険基盤安定負担金の確定に伴います繰入金を 60 万円減額するものでございます。職員の給与改定に伴います人件費の増額 28 万 9000 円が主なものとなっております。款 7 諸収入、項 4 雑入、目 3 雑入 6 万円の増額です。令和 6 年度の後期高齢者医療保険料等決算額が確定したことに伴い、町から広域連合へ支出をしておりました保険料の精算を行ったところ、6 万 120 円の返還を受けることとなったため、こちらに計上しております。続きまして、7 ページをお願いします。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 28 万 9000 円の増額でございます。こちらは、説明欄にございますように、職員の人件費の増額を計上しております。こちらは、給与改定に伴うものでございます。項 2 徴収費、目 1 徴収費 8000 円の増額です。コンビニ収納の実績が増加しておりまして、こちらに伴う手数料を増額見込みとしております。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 保険料等負担金 60 万円の減額です。歳入のところでもご説明申し上げましたが、令和 7 年度保険基盤安定負担金保険料の軽減分に伴うものでございますけれども、こちらが確定したことに伴いまして負担金の減額を行っております。以上で議案第 78 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第 79 号、令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 2 号について、ご説明をいたします。1 ページをご覧ください。今回の補正は、主に人件費及び修繕費等の通常の営業活動などにおいて発生する費用の補正となっております。ま

た、令和6年度会計決算の認定に伴い、財務諸表も合わせて修正しています。第2条、収益的収入及び支出の補正です。補正予算に関する説明書3ページも合わせてご覧ください。収入、第1款水道事業収益の表の1番上の段になりますが、補正予定額を153万4000円とし、予定額を1億7115万円としています。これは次に説明します支出の増額補正に伴う他会計補助金の増と、決算認定に伴う長期前受金戻入の減によるものです。次に、支出、第1款、水道事業費用の補正予定額を186万1000円とし、予定額を1億6964万8000円としています。主な補正内容についてですが、給与表改定に伴う人件費の補正、修繕見込みによる修繕費の補正、見込みによる委託料、材料費等の補正また、昨年度借入れた企業債の利息の補正を予定しています。3ページは以上になります。1ページをご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正です。(1)職員給与費の補正予定額を人件費の補正に伴い46万5000円とし、予定額を1595万2000円としています。第4条、他会計からの補助金の補正です。これは基準外繰入金で、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を95万9000円増額し、6279万3000円とするものです。なおこの補正により、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書をそれぞれ修正しています。資料を添付しておりますので、お読み取りいただければと思います。以上議案第79号、令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第2号についてのご説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

続きまして、議案第80号、令和7年度美郷町下水道事業会計補正予算第1号についてご説明をいたします。今回の補正は、主に給与改定による人件費の増額補正です。各項目の電気料及び修繕費の組替え、港地区家屋個別移転工事に伴う浄化槽の撤去補償による増額補正となっています。また、令和6年度会計決算の認定に伴い、財務諸表も合わせて修正しています。1ページをご覧ください。第2条、収益的収入及び支出の補正です。合わせて補正予算に関する説明書4ページもご覧ください。収入、第1款、下水道事業収益表の1番上の段になります。補正予定額を192万2000円とし、予定額を2億6013万6000円とするものです。補正の内容については、建設改良費増額に伴う3条4条間での他会計補助金計上額の組替えです。令和6年度会計決算の認定に伴う長期前受金の補正となっています。続いて、支出、第1款、下水道事業費用のこれも1番上の段になります。補正予定額を140万3000円とし、予定額を2億5405万円としています。補正の内容については、給与改定等による人件費の補正及び電気料、修繕費等の組替え、令和6年度会計決算の認定に伴う減価償却費の補正となります。4ページは以上です。1ページをご覧ください。第3条、資本的収入及び支出の補正です。令和6年度の決算が確定したことにより、当初予算の第4条中の条文について、それぞれ金額を改めるものでございます。第3条、中段あたりからの条文になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、5543万6000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額499万円。過年度分損益勘定留保資金481万9000円。当年度分損益勘定留保資金4562万7000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。補正予算に関する説明書5ページを合わせてご覧ください。収入第1款、資本的収入の補正予定額を1万7000円減額し、予定額1億8997万9000円としています。補正の内容については、3条4条間での他会計補助金計上額変更による補正。港地区の浄化槽撤去の補償工事に伴う負担金等の増額となります。2ペー

ジをお願いいたします。支出第1款、資本的支出の補正予定額を155万5000円増額し、予定額を2億4541万5000円としています。補正の内容については、先ほど収入でも申し上げました港地区の浄化槽撤去補償に伴う工事費の増額補正となります。5ページは以上となります。第4条の議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正です。(1)職員給与費の補正予定額を人件費の補正に伴い9万6000円増額し、予定額を1267万円としています。第5条、他会計からの補助金の補正です。収入支出の補正により、他会計から受ける補助金を1億5439万3000円に改めるものでございます。なお、この補正により、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書をそれぞれ修正しております。資料を添付しておりますので、お読み取りいただければと思います。以上、議案第80号、令和7年度美郷町下水道事業会計補正予算第1号について、ご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●原議長

次に、議案第81号から議案第86号までの一般事件案6件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、企画推進課長。

●永妻企画推進課長

上程いただきました議案第81号から議案第84号は、今年度、指定管理が終了する潮温泉施設他3施設の指定管理者の指定についての議案でございます。地方自治法224条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。関連施設でございますので、一括してご説明をさせていただきます。議案第81号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。指定管理を行う施設は、潮温泉施設、指定管理者の指定を受ける団体は、石見ワイナリー株式会社、指定の期間は令和8年3月1日から令和9年3月31日までの1年1カ月でございます。石見ワイナリー株式会社は、令和3年から、これまでの間、当施設の他、潮交流研修宿泊施設、ゴールドエンユートピアおおち、カヌーの里おおちの指定管理を一体的に行ってきたいただいております。民間サイトの口コミでも高い評価を得られております。今回の指定管理は、1年1カ月の短期の指定管理でございます。これまで運営実績のある石見ワイナリー株式会社を指定管理に指定するものでございます。

次に、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明をいたします。指定管理を行う施設は、美郷町潮交流研修宿泊施設、指定管理者の指定を受ける団体は、石見ワイナリー株式会社です。指定の期間については、令和8年3月1日から令和9年3月31日までの1年1カ月でございます。潮温泉施設と一体的な運営を行うため、石見ワイナリー株式会社を指定管理者に指定するものでございます。

次に、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明をいたします。指定管理を行う施設は、美郷町ゴールドエンユートピアおおち、指定管理者の指定を受ける団体は、石見ワイナリー株式会社です。指定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。こちらの施設につきましても、令和8年度1年間の短期の指定管理でございます。これまでの実績のある石見ワイナリー株式会社を指定管理

者に指定するものでございます。

続きまして、議案第 84 号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明をいたします。指定管理を行う施設は、美郷町カヌーの里おおち、指定管理者の指定を受ける団体は、同じく石見ワイナリー株式会社です。指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間です。こちらの施設については、ゴールデンユートピアおおちと一体的な運営を行うため、これまで実績がある石見ワイナリー株式会社を指定管理者に指定するものでございます。以上、議案第 81 号から議案第 84 号までの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、大和事務所長。

●吉村大和事務所長

上程いただきました議案第 85 号、工事請負契約の締結について、説明いたします。工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求めるものでございます。契約の目的は、都賀長藤地域活動拠点施設建築工事で、契約金額は 2 億 8017 万円です。内訳は、工事価格 2 億 5470 万円。消費税及び地方消費税額 2547 万円となります。契約の相手方は、今井産業・福間工務店特定建設工事共同企業体、代表者、島根県江津市桜江町川戸 472 番 1、今井産業株式会社代表取締役今井久師です。契約の方法は一般競争入札で、令和 7 年 11 月 14 日に開札を行い、入札者は、今井産業・福間工務店特定建設工事共同企業体、中筋組・石見工業特定建設工事共同企業体の 2 社でした。仮契約は、令和 7 年 11 月 17 日に締結をしており、工期を令和 8 年 8 月 31 日までとしております。施工場所は、都賀本郷地内、まほろば福祉センター隣接地で整備をいたします。工事の概要について、配信しております参考資料をご参照ください。1 ページ目は、外観のイメージ、2 ページ目 3 ページ目は、建物のイメージとなっています。建物は、木造平屋建瓦葺構造で、建築面積は 546.88 平方メートル、延べ床面積が 496 平方メートルで、多目的ホール、研修室、和室、会議室、事務室等の機能を有した施設を整備いたします。以上議案第 85 号、工事請負契約の締結について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第 86 号、町道路線の認定について、ご説明いたします。このたび上程した路線は、路線番号 459 号、路線名は、町道湯抱果瀬線でございます。起点は美郷町湯抱 494 番 1 地先、終点は、美郷町湯抱 242 番 1 先でございます。内容につきましては、タブレットに次のページをご覧ください。国道 375 号湯抱工区の改良工事に伴い、現国道区間の一部を町道認定をお願いするものでございます。認定に伴い、該当区間は国道と町道のダブルウェイとなり、新道の供用開始後、国道からは外れダブルウェイ解除となります。区間延長は約 87 メートルでございます。以上が議案第 86 号でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、3日に日程をとりますので、よろしく願いいたします。以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は3日水曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 前 1 1 時 0 5 分)